



# 国際ロータリー第2790地区 千葉南ロータリークラブ会報



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH

- 創 立■ 1964年3月2日    ■例会日■ 毎・金曜日12時30分    ■例会場■ オークラ千葉ホテル
- 会 長■ 大塚 裕正    ■幹 事■ 岡田 敦志    ■会報委員長■ 小林 透
- 事務局■ 〒260-0027 千葉市中央区新田町12-1 トーシン千葉ビル7階 (☎043-245-3204)

2021-22年度

## 第2767回

2022年3月18日(金)点鐘12時30分 (曇後雨)

- ◆ロータリーソング『手に手つないで』
- ◆四つのテスト ~言行はこれに照らしてから~
  1. 真実か どうか
  2. みんなに公平か
  3. 好意と友情を深めるか
  4. みんなのためになるか どうか

### ◆お客様紹介

- 本日の卓話者/ときた行政書士 代表 時田 美奈様
- 行政書士 /高山 正孝様、小山内 美穂様
- 司法修習生(畑江会員) /森 真信様

### ◆会長挨拶及び報告 大塚 裕正会長

皆さんこんにちは。昨夜、地震があり、非常に怖かったです。朝起きてみると、新幹線が脱輪していて大変なことになっていました。自然災害でなんともいえませんが、皆さんもくれぐれもご注意下さい。



本日の卓話は、「家族信託」ということですが、自分もそろそろ考えておかないといけないのかと思います。卓話、楽しみにしております。

### ◆退会のご挨拶

《高山 一佳会員》

本日、内示がありまして4月1日より異動することになりました。コロナ禍の一年間ではありましたが、アットホームな中で皆様には大変お世話になりました。千葉南ロータリークラブの益々のご発展をお祈りいたします。

### ◆委員会報告

親睦活動委員会より(杉本峰康委員長)

- ◆地区大会記念ゴルフ大会開催のご案内  
日時:2022年5月23日(月)  
場所:東急セブンハンドレッドクラブ  
ご参加の方はお申し出下さい。

◆花見移動例会のご案内(貸切バスで移動)

- 日時⇒4月1日(金) 蘇我駅15:00発  
千葉駅NTT前15:15発  
亥鼻公園の桜を見学~植樹した桜を見学後  
大塚会長の別邸でバーベキューを行います。

### ◆幹事報告 岡田 敦志幹事

・次週3月25日(金)は、定款により休会です。通常の例会は4月8日からとなります。

### ◆出席報告 (会員数43名)

出席者数	欠席者数	ピンター	3/4 修正出席率
29名	14名	4名	73.81%

千葉市内例会変更のご案内 [メーキャップにご利用下さい。](#)

千葉RC	月		三井ガーデンホテル千葉
千葉西RC	火	4/19・4/26	センテイタワー「東天紅」
千葉幕張RC	火		アパホテル&リゾート東京ベイ
新千葉RC	水		京成ホテルミラマレ
千葉北RC	水	4/20・4/27	オークラ千葉ホテル
千葉中央RC	木		三井ガーデンホテル千葉
千葉港RC	木		京成ホテルミラマレ

### ◆ニコニコボックス報告

●大塚 裕正会長、岡田 敦志幹事

ここ最近の暖かい日から一転、今日はとても寒い一日となっています。日々、変わる天気体調を崩さないようお気を付け下さい。

先日の地震は皆様大丈夫だったでしょうか?被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。改めて万

が一の災害への準備を確認してみたいかがでしょうか。

● 向後 保雄会員

今月21日で蔓延防止も解除となります。引き続き、感染対策を実施していきましょう。経済の沈滞ムードが解消されることを願っております。

本日のニコニコボックス	4,000円	累計	222,800円
金の箱	200円	累計	9,810円

本日の卓話

演題⇒『家族信託でできること  
～親なき後問題解決のために～』  
卓話者⇒ときた行政書士事務所  
代表 時田 美奈様



本日は家族信託についてお話をいたします。  
木更津市で生まれ、現在は千葉市在住。両親を早くに亡くし苦労した経験から「法律を知らないと怖い」と痛感したのをきっかけに、約20年の会社員生活を経て2016年に『ときた行政書士事務所』を開業し、家族信託・相続対策を

主業務に活動をしています。

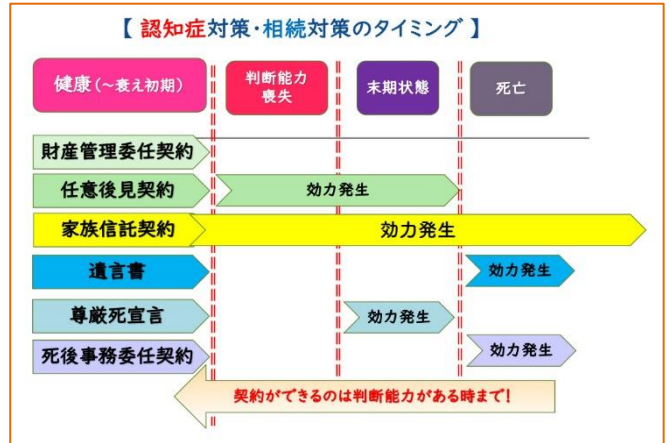
まず、家族信託って何かご存じでしょうか、またそれが私たちにどう役立つのでしょうか。家族信託で出来ることは以下の通りです。

1. 認知症になっても財産凍結を回避できる。
2. 数世代先まで財産の承継を指定できる。
3. 先祖伝来の財産を血族内だけで承継できる。
4. 障害者の親なき後問題の解決が望める。
5. 後継者へ自社株をスムーズに承継できる。

もし親が認知症になって困ることは为什么呢。

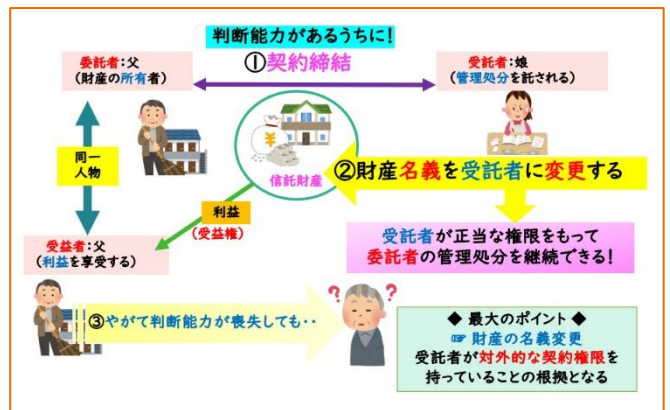
1. 預金口座が凍結されてしまう。⇒親のための費用を子が負担する事態になってしまいます。
2. 不動産の売却などの契約ができない。⇒実家が空き家になってしまう可能性があります。
3. 遺産分割協議に参加できない。⇒法定後見人を付けなければなりません。

各種契約と症状からみる相続対策のタイミングです。



今「家族信託」が注目されている理由は、超高齢社会の到来によって認知症などによる「資産凍結」が激増しているからです。その為に事前に回避するために資産の管理を家族に託すことが必要になっているからです。健常時から判断能力喪失・死亡まで、不凍資産確保が可能になります。

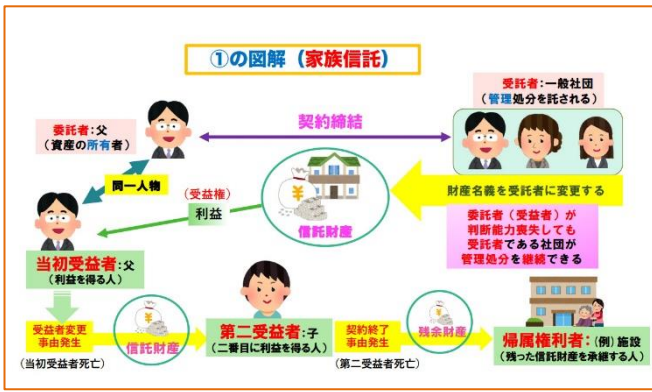
家族信託とは、財産の所有者(親)が、その所有する財産を信頼できる家族(子など)に管理・処分を任せて、その利益を受け取る契約です。



まずは、親の判断能力があるうちに、契約を締結します。次に財産名義を受託者に変更します。これにより、やがて判断能力が喪失しても管理ができるようになります。

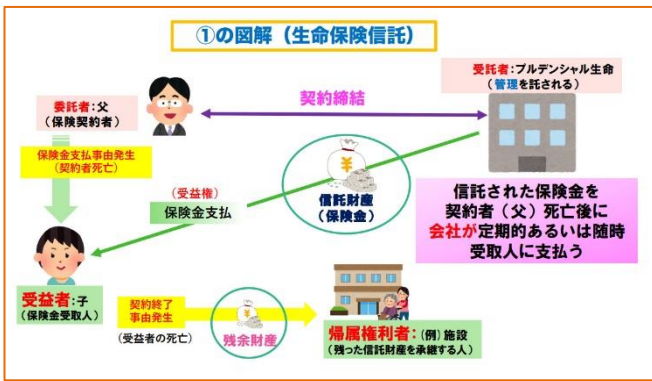
次に障碍児の親なきあとの家族信託についてです。課題として次の3点があげられます。

1. 知的障碍児が大人になってから財産管理⇒家族信託、生命保険信託があります。  
家族信託は、親御さん存命中の認知症対策(＝財産凍結防止)です。  
・現在から30年程度の契約期間  
・受託者は一般社団法人(親御さん・士業・法人等で構成)



生命保険信託は、親御さんがお亡くなり、後のお子さんへの財産給付です。

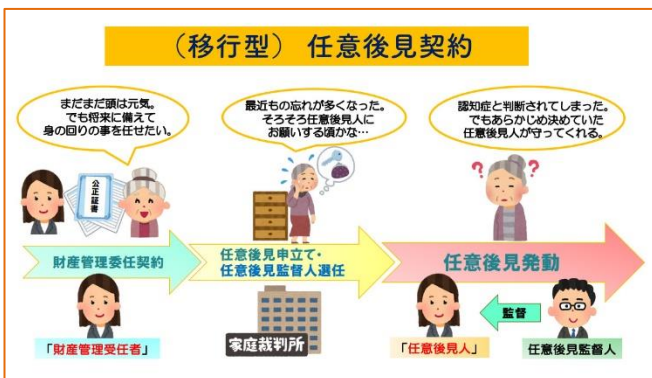
- ・家族信託契約からバトンタッチ
- ・生命保険金を信託してお子さんに適切給付
- ・受託者は生命保険会社



2. いつまでも元気な訳じゃない親のケア⇒任意後見契約、遺言書、死後事務委任があります。

任意後見人契約は、親御さんご存命時の認知症対策(=身上監護)です。

- ・身体能力減退時からの見守り・財産管理委任契約
- ・判断能力喪失に備えて任意後見契約
- ・ご夫婦相互での受任契約(予備的受任者: 法人)



遺言、死後事務委任契約は、親御さんの死後の財産承継・手続きです。

- ・お子さんが相続手続に直面しないための道筋づくり
- ・家族信託財産以外の遺産の行先指定
- ・親御さんの死後の諸手続きの実行

3. 知的障害者の遺産(親からの承継財産)の行方⇒遺贈寄付があります。

お子さんが生涯を全うした後に残った財産の行先指定

- ・希望する先へ予め寄付する意思表示
- ・指定しない場合は国庫へ帰属される

◆お子さんの財産

- ・家族信託契約書による帰属権利者指定
- ・生命保険信託による受取人指定

◆親御さんの財産

- ・遺言による受遺者指定(家族信託財産以外の遺産)

	目的① お子様の生涯にわたる財産管理	目的② 親御様の加齢・相続に対する対策	目的③ お子様の遺産の行先の指定
親御さん健常時	家族信託契約	任意後見契約 遺言作成	遺贈寄付指定
	生命保険信託契約	医療に関する宣言 死後事務委任契約	
親御さん判断能力喪失時		任意後見契約 発動	
親御さん死亡時		遺言執行 死後事務執行	
お子さん死亡時			遺贈寄付実施

第2768回例会

《花見移動例会》

日時⇒ 2022年4月1日(金)

会場⇒ 大塚会長別邸

第2769回例会

日時⇒ 2022年4月8日(金) 点鐘12:30

卓話⇒ 会員卓話

水野浩利会員、岡田敦志会員

《担当：前島 孝夫》